

令和8年5月1日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士佐藤誠三

当事務所が行う資産税の確定申告書作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和7年3月30日施行の細則を下記のとおり改定します。

また、この細則は令和8年5月1日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

1 資産税の確定申告書等作成業務について

- (1) 贈与税、相続税の確定申告書(申告書に添付する書類を含みます。ただし、税理士業務として作成できない書類(贈与契約書、遺産分割協議書など)は除きます。)を作成します。
- (2) 税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。
- (3) 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、あわせて税務代理権限証書を作成します。
- (4) 税務申告書等の法定申告期限又は提出日の翌日から3年間、税務当局からの質問検査が当事務所にあった場合、依頼者様にその旨を連絡します。また、税務当局からの電話又は文書による簡易な照会等への対応については、当事務所にて対応させていただきます。
- (5) 業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供(契約条件外の対応を含みます。)が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただきます。
- (6) この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。
 - ① 依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について(通則)
 - ② 当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について(基本細則)
 - ③ 依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

2 贈与税の確定申告書等作成業務について

別表1(1) 贈与税の確定申告書等作成業務に係る料金について

区分		料金計算
基本料金	国税庁HPを使用する場合	7,000円
	TKCシステムを使用する(財産評価なし)場合	77,000円(※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
	財産評価がある場合(TKCシステムを使用する場合)	90,000円加算(※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
業務遂行料金		贈与財産の価額 × 0.25% × 難易度にかかる倍率 ± 増減額(最低 5,000円) 特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の定めによる料金を加算します。

別表1(2) 贈与財産の価額が1千万円未満の場合

贈与財産の価額	料金計算時の贈与財産の価額	具体例
300万円未満	200万円	150万円 → 200万円
300万円以上 800万円未満	500万円	400万円 → 500万円 600万円 → 500万円
800万円以上	1,000万円	900万円 → 1,000万円

別表1(3) 贈与財産の価額が1千万円以上の場合、100万円未満の端数処理について

1千万円未満の端数	端数処理	具体例
300万円未満	切捨て	1,100万円 → 1,000万円
300万円以上 500万円未満	500万円単位に切上げ	1,400万円 → 1,500万円
500万円以上 800万円未満	500万円単位に切捨て	1,600万円 → 1,500万円
800万円以上	切上げ	1,900万円 → 2,000万円

3 相続税の確定申告書等作成業務について

別表2(1) 相続税の確定申告書等作成業務に係る料金について

区分		料金計算
基本料金	TKCシステムを使用する(財産評価なし)場合	100,000円 (※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
	財産評価がある場合(TKCシステムを使用する場合)	90,000円加算(※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
業務遂行料金		(取得財産の総額等 + 遺産に係る基礎控除額) × 0.25% × 難易度にかかる倍率±増減額 (最低 215,000円) 特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の定めによる料金を加算します。

- (1) 取得財産の総額等は、相続税の申告書第1表①(第11表③)の金額とします。ただし、みなし財産、寄附等が多いことによって取得財産の総額等では料金計算ができないときは、遺産総額(みなし財産、寄附等など申告に反映されない財産を含みます。)を取得財産の総額等とみなします。

別表2(2) 取得財産の総額等が1億円未満の場合について

取得財産の総額等	料金計算時の取得財産の総額等	具体例
8千万円未満	5千万円	4,000万円 → 5,000万円 6,000万円 → 5,000万円
8千万円以上	1億円	9,000万円 → 10,000万円

別表2(3) 取得財産の総額等が1億円以上の場合、1千万円未満の端数処理について

1億円未満の端数	端数処理	具体例
3千万円未満	切捨て	11,000万円 → 10,000万円
3千万円以上 5千万円未満	5千万円単位に切上げ	14,000万円 → 15,000万円
5千万円以上 8千万円未満	5千万円単位に切捨て	16,000万円 → 15,000万円
8千万円以上	切上げ	19,000万円 → 20,000万円